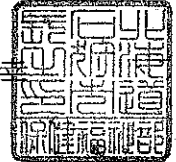


石国保第347号
令和4年8月29日

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 内田 博 様

石狩市長 加藤 龍



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い、石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）第2条第2項に規定する基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に、第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に改める必要があるため諮問します。

令和4年8月30日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

令和4年8月29日付け石国保第347号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）第2条第2項及び第3項に規定する課税限度額の改定案については、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであるとともに、被用者保険の仕組みとの均衡を考慮したものであり、本市の国民健康保険運営の健全化維持の目的からも妥当であると判断する。